

簡易裁判所の機能の充実及び管轄拡大に関してこれまでの  
検討過程であられた主な論点

- 1 簡易裁判所の機能を司法制度全体の中でどのように位置付けて考えるべきか。これとの関連で、簡易裁判所の設置及び組織の特質、簡易な手続により迅速に紛争を解決するものとする簡易裁判所の手続の特色をどのように考えるか。
- 2 簡易裁判所と地方裁判所の機能分担の在り方についてどのように考えるべきか。簡易裁判所と地方裁判所の民事訴訟第一審の管轄を事件の経済的利益（訴訟の目的の価額＝訴額）を基準に決定する仕組みをどう考えるか。これとの関連で、一部の民事訴訟の管轄を地方裁判所と簡易裁判所に競合させることについてはどう考えるか。
- 3 経済指標の動向を考慮するに当たって、各種経済指標の上昇率が鈍化している現在の状況をどのように考えるべきか。経済指標や国民生活の変化の考慮と簡易裁判所の機能や地方裁判所との機能分担の実情等に対する考慮をどのように総合して考えるべきか。
- 4 管轄を拡大することによって生ずる簡易裁判所が取り扱う事件の量的、質的な変化が簡易裁判所の現状に対して与える影響とこれに対する対応をどのように考えるか。
- 5 これからの経済社会や生活の中で司法の果たすべき役割が増えるという観点及び国民の司法へのアクセスを拡充するという視点からはどう考えるべきか。また、司法書士に簡易裁判所における訴訟代理権が付与されたことをどのように考えるか。
- 6 訴額を基準とした機能分担だけではなく、国民の身近に生ずる事件であって簡易裁判所が担うにふさわしいものがあるかどうか、簡易裁判所・地方裁判所・家庭裁判所の全般的機能の在り方という広い観点からの検討が必要ではないかという点についてどのように考えるか。